

川崎市病院局勤労者財産形成貯蓄等事務取扱要綱

平成17年4月19日
17川病総庶第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市病院局職員に関し、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号。以下「法」という。）に基づく勤労者財産形成貯蓄等（以下「財形貯蓄」という。）の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(事務の範囲)

第2条 この要綱による財形貯蓄に関する事務は、法第6条に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「貯蓄契約」という。）に係る事務の範囲とする。

(職員の範囲)

第3条 貯蓄契約を締結することができる職員の範囲は、病院事業管理者及び川崎市病院局企業職員給与規程（平成17年病院局規程第24号）第2条に定める給料表の適用を受ける職員とする。

(事務の分担)

第4条 総務部庶務課長（以下「主管課長」という。）は、職員に係る財形貯蓄に関する事務を統轄し、市立川崎病院事務局庶務課長及び市立井田病院事務局庶務課長（以下「所属長」という。）は、当該事務を分任するものとする。

(金融機関の範囲)

第5条 職員が貯蓄契約を締結することができる金融機関の範囲は、別表に掲げる貯蓄の種類に応じ、当該取扱金融機関欄に掲げる金融機関（以下「契約金融機関」という。）とする。

(契約の数)

第6条 職員が締結することができる貯蓄契約の数は、職員1人について4契約以内とする。ただし、勤労者財産形成貯蓄にあっては2契約以内とする。この場合において、同一業種については1金融機関とする。

(貯蓄契約の申込み)

第7条 貯蓄契約を締結しようとする職員は、財産形成貯蓄等申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を、主管課長が別に定める日までに、所属長を経由して主管課長に提出するものとする。

(預入金の額等)

第8条 預入金の額は、1,000円の整数倍とし、職員の希望する次のいずれかによるものとする。

- (1) 毎月の給料及び当該給料の支給日に支給される諸手当（以下「給料等」という。）から一定額。
- (2) 前号の預入と併用して6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当からそれぞれ一定額。ただし、6月及び12月の期末手当及び勤勉手当は同額。

(預入金の控除及び払込み)

第9条 主管課長は、職員が提出した申込書に基づき、毎月の給料等並びに6月及び12月の期末手当及び勤勉手当（以下「給与」という。）の支給日に預入すべき金額を当該職員の給与から控除し、貯蓄契約を締結した職員（以下「契約者」という。）に代わり、別表に定める幹事金融機関（以下「幹事金融機関」という。）を経由して当該契約金融機関に預入するものとする。

(書類の提出日等)

第10条 財形貯蓄に関する書類（申込書を除く。以下同じ。）は契約者が所属長に提出するものとし、所属長は、当該書類の記載事項に誤りのないことを確認のうえ、これを取りまとめて毎月15日までに主管課長に提出するものとする。

2 主管課長は、所属長より前項の財形貯蓄に関する書類の提出があった場合には、これを取りまとめて毎月22日までに幹事金融機関を経由して契約金融機関に送付するものとする。

(貯蓄契約に関する変更)

第11条 貯蓄契約を締結した後、当該契約に係る預入金の額を変更する契約者は、財産形成貯蓄等変更届（第2号様式。以下「変更届」という。）を提出するものとし、第7条の規定をこの場合に準用する。

2 非課税貯蓄限度額及び非課税最高限度額を変更する契約者は、変更届を提出するものとし、前条の規定をこの場合に準用する。

3 届出印鑑、住所及び氏名に変更が生じた契約者は、速やかに変更届を提出するものとし、前条の規定をこの場合に準用する。

(非課税限度額廃止の申告)

第11条の2 第7条により申し込んだ非課税限度額を超えて貯蓄を継続しようとする契約者は、別に定める非課税限度額廃止申告書を提出するものとし、第10条の規定をこの場合に準用する。ただし、生命保険会社は非課税枠を超えた積立は取扱わないものとする。

(預入の中断)

第12条 契約者は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には2年未満の期間に限り、預入を中断することができる。

(1) 給与の支給が減額又は停止されたとき

(2) 契約者又は扶養親族の負傷、疾病又は不慮の災害により契約者の生計が困難になったとき

2 前項第2号に規定する事由が生じたため預入を中断しようとする契約者は、変更届を提出するものとし、第10条の規定をこの場合に準用する。

(預入の再開)

第13条 前条第1項の規定に該当する契約者が預入を再開しようとする場合には、変更届を提出するものとし、第10条の規定をこの場合に準用する。

(預入の中止)

第14条 相当期間にわたり預入を行った契約者は、変更届を提出することにより預入を中止することができるものとし、第7条の規定をこの場合に準用する。ただし、預入を

中止した契約者は、当該契約に係る預入を再開することができない。

(貯蓄金の払戻し)

第15条 貯蓄金の一部払戻し請求は、契約者が契約金融機関において当該金融機関所定の払戻請求書を提出して行うものとする。この場合において、契約者は契約金融機関の発行する当該貯蓄契約に係る契約証を契約金融機関に提示しなければならない。

(貯蓄契約の解約)

第16条 貯蓄契約を解約する契約者は、財産形成貯蓄等解約請求書（第3号様式）を提出するものとし、第10条の規定をこの場合に準用する。

2 貯蓄契約の解約に係る払戻し金は、契約者の指定する金融機関口座に振込みの方法で払い戻すものとし、これに係る振替手数料は契約者が負担するものとする。ただし、生命保険については、契約金融機関が負担するものとする。

3 契約金融機関がゆうちょ銀行の場合における解約金の払戻しは、財形定額貯金払戻し証書により払い戻すものとする。

(預入金の返戻)

第17条 契約金融機関は、預入金の払込み金額に過誤があった場合には、主管課長と協議のうえ遅滞なく主管課長に当該過誤払金を返戻するものとする。

2 前項の返戻は、主管課長の指定する金融機関口座に、付替え等の方法により行うものとする。

(退職等に関する連絡)

第18条 主管課長は、契約者が死亡、退職その他の事由により職員の身分を失った場合には、その旨を幹事金融機関を経由して契約金融機関に通知するものとする。

(異動職員の扱い)

第19条 第3条に規定する職員以外の者が同条に規定する職員となった場合には、当該職員が申込書を提出することにより主管課長は当該事務を引き継ぐものとする。

2 第3条の職員で財形貯蓄を行っていた職員が、給与支給機関を異にする異動があった場合には、当該職員は申込書の写しを異動後の主管課長に提出するものとする。

(幹事金融機関等)

第20条 別表に定める幹事金融機関は、財形貯蓄に関する主管課長の事務の一部代行と別に定める副幹事金融機関及び取扱金融機関との連絡調整にあたるものとし、副幹事金融機関は、幹事金融機関及び取扱金融機関との連絡調整にあたるものとする。

(委任)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、主管課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

貯蓄の種類	業種	取扱金融機関
預貯金 （期日指定定期預金）	普通銀行	横浜銀行（幹事金融機関）
		みずほ銀行 りそな銀行 三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行
	労働金庫	中央労働金庫
	信用金庫	川崎信用金庫
合同運用信託 （金銭信託）	信託銀行	三井住友信託銀行 三菱UFJ信託銀行 りそな銀行
有価証券 （公社債投資信託）	証券会社	野村證券 SMBC日興証券 大和証券 みずほ証券 みずほインベスターズ証券
預貯金 （定額貯金）	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行
生命保険 （積立保険）	生命保険会社	第一生命 日本生命 ジブラルタ生命 明治安田生命 朝日生命 三井生命 住友生命